

要望等に対する回答について

要望年月日: 令和5年6月8日

要望団体名: 岩手県建設関連業団体連合会

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
1. 公共事業予算の確保について	<p>県では、政府予算への提言・要望等において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業予算の安定的・継続的な確保に加え、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる推進等に必要な予算を確保するよう、要望しているところです。これらの結果、県土整備部の予算（当初予算額に前年度の2月補正予算額を加算した実行予算ベース）は、3年連続で東日本大震災津波の発災前を上回る規模となっています。</p> <p>引き続き、社会資本の整備を推進するとともに、県民の生命財産を守る防災・減災対策、インフラ老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進するため、必要な公共事業関係費の確保について、国に提言・要望してまいります。</p>	B
2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について (1) 条件付一般競争入札資格基準等の見直しについて	<p>地域要件の見直しについては、令和4年10月に実施したアンケート結果を踏まえ、適切な運用となるよう必要な検討を進めてまいります。</p>	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
<p>2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について (2) 簡易総合評価落札方式入札について</p>	<p>簡易総合評価落札方式は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格その他の条件が優れた者を契約の相手方とする入札方式であり、平成30年度の貴団体からの要望を踏まえ、令和元年度から現制度の500万円以上に対象業務を拡大したところですが、業務内容に応じた発注方式の選定も視野に、より柔軟な制度の運用が図られるよう検討していきます。(C:2)</p> <p>企業の地域内拠点については、委託業務箇所と本店の所在地が同一広域振興局管内であれば、周辺環境の熟知等による円滑な業務の執行が期待されることから、地域内拠点の有無を評価対象としております。今後も、より良い制度運用に努めていきます。(C)</p> <p>配置予定管理技術者の専任性や評価点の細分化については、他県の運用等を踏まえながら、適切な評価が行われるよう努めます。(C)</p> <p>評価点の配点の見直しについては、価格評価点に上限を設けることにより、ダンピング防止対策として落札率の向上が期待できるとともに、より一層、技術力の評価に重点を置くため、令和5年4月から運用開始したところです。今後も、より良い制度運用に努めていきます。(C)</p> <p>県が発注する建設関連業務委託の簡易総合評価落札方式における評価点の算定基準については、業務内容を十分に勘案し、複数のCPD区分を設定することが可能となっております。例えば、測量を主とした業務の場合でも、建設に関連のある場合については、測量系CPDのほか、建設系CPDも評価点算定の対象にすることができます。引き続き、適正かつ公平な評価となるよう、本取扱いについて周知を徹底していきます。(A)</p> <p>一括審査方式については、受発注者双方の負担の軽減を図る上で有効であると考えられますが、導入については、今後も国や他県の動向を注視していきます。(C)</p>	<p>A : 1 C : 6</p>
<p>2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について (3) 補償コンサルタント業務の発注拡大について</p>	<p>県では、用地測量調査業務等について、用地職員の減少や資質・能力向上が課題となっている中、業務が複雑多様化していることから専門的知識や技術、経験を有する補償コンサルタントの御協力が欠かせないものであるため、必要に応じて当該業務の発注を行っており、今後も業務量の確保に努めていきます。</p> <p>また、事業損失の工損事前調査は、工事前後の損傷状態を対比して工事との因果関係を判定するために必要な調査であることから、必要に応じて当該業務の発注を行っており、今後も補償コンサルタント業務として発注を行うよう努めていきます。</p>	<p>A</p>
<p>3. 働き方改革と担い手確保について (1) 最低制限価格の引き上げについて</p>	<p>これまでも同様の要望を頂戴しているところであり、他の地方自治体の動向を調査したところ、東北6県で見ても当県の最低制限価格の実態が乖離しているとは言えない状況であることから、引き続き国等の動向を注視しながら、最低制限価格の見直しについては、必要に応じて検討していきたいと考えています。</p>	<p>C</p>

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
4. ICT等新技術を活用した生産性向上について	<p>県では、国が提唱するi-Constructionの取組に呼応し、県内建設現場においてICT活用工事の導入等の取組を進めているところです。</p> <p>今後、県内において、i-Constructionの一層の普及と拡大を図るためには、調査・測量・設計段階から3次元による測量及び設計データを作成する業務を実施していく必要があると認識しており、令和4年12月から運用を開始したBIM/CIM活用業務を推進していきます。</p>	A
5. 橋梁補修・耐震補強設計の積算基準について	<p>橋梁補修・耐震補強設計歩掛の整備については、受発注者双方において働き方改革等の観点から、過重労働の解決に資する手段の一つであると認識しています。</p> <p>しかし、補修・補強の対象となる橋梁の構造形式や現場状況、劣化具合等が多岐にわたり、統一的な歩掛を設定することは困難な状況であることから、今後も国や他県の動向を注視していきます。(C)</p> <p>橋梁点検の発注歩掛については、令和5年度、改定に向けた調査を行うこととしています。(B)</p>	B : 1 C : 1
6. 災害時応急対策業務に関する協定について	<p>大規模災害発生時における対応については、あらかじめ、各団体が担う業務を決め、相互に明確な状態で行動することが重要と考えています。</p> <p>大規模災害の発生時における緊急対応について、これまでも(一社)日本補償コンサルタント協会東北支部岩手県部会と意見交換を行ってきたところですが、引き続き、協定内容等についての御意見をいただくなどし、必要に応じ、協定の締結に向けた検討を進めていきます。</p>	B
7. 工事監理業務について	<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)の趣旨に鑑み、より透明性、客観性の高い契約関係を構築するため、県土整備部が発注する工事監理業務については、平成17年4月から原則として競争入札による発注を行っておりますが、特殊な技術・工法が用いられている等の理由がある場合は、設計業務を受注した者と工事監理業務を随意契約しています。(C)</p> <p>設計者と工事監理者が異なる場合は、県の担当者を通じて設計意図を伝達してきておりますが、今後も情報共有を積極的に図りながら、設計意図の伝達が適切になされるよう努めていきます。(C)</p>	C : 2

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類